

他の制度等と連携したリスク評価の推進のための 対象物質選定方法の検討について（案）

平成１８年度から、労働者の健康障害防止のための化学物質のリスク評価を開始し、現在までに４８物質についてリスク評価を実施してきた。

この間、より適切なリスク評価のために実施体制の拡充等を行い、対象物質も、当初の発がん性に着目した選定から、生殖毒性、神経毒性等重篤な有害性全般に着目して選定しているところ。

一方、他の制度等においても、化学物質の有害性情報等の収集・整理及びその活用が行われており、これらとの連携により、より効率的で効果的なリスク評価が可能となると考えられる。

このため、リスク評価対象物質の選定に当たり、次の①及び②の対応を行ってはどうか。

- ① 現在、対象物質候補の検討に当たり、生殖毒性及び神経毒性のＧＨＳ分類「区分１」の物質のリストを参考としているが、当面、下記１～４の制度等に関連する情報をこのリストに掲載し、選定に当たっての参考とする。
- ② さらに、今後、下記の制度等との効果的な連携について検討していく。

なお、今後、関係省の共同の検討会において、化学物質の一元的な有害性情報の収集・評価・提供等について検討を行うことを予定しており、この検討状況も踏まえ、今後さらに、他の制度等との効果的な連携を検討してはどうか。

１ 母性保護のための有害化学物質へのばく露の防止（女性労働基準規則）

今月、女性労働基準規則が改正され、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がＧＨＳ分類で「区分１」等に該当する２５物質について、作業環境測定結果が第三管理区分である場合等は、女性の就業が禁止されることとなった。（別紙１参照）

対象物質は、労働安全衛生法に基づく制度の規制対象となっている物質であり、リスク評価により今後規制対象に加えられる物質についても、順次同様の措置が検討される。

このため、

- ① 当面、生殖毒性を有する化学物質の選定に当たっては、ＧＨＳ分類の根拠となった有害性情報の内容にも配慮するとともに、
- ② 今後、生殖毒性等を有する化学物質のリスク評価をより体系的に行うことを検討してはどうか。

2 療養補償等の対象範囲の検討における化学物質の有害性情報の収集・整理

労働基準法に基づく療養補償等の対象となる業務上疾病の範囲（労働基準法施行規則第35条等により規定）について、有識者の検討会において、化学物質へのばく露による疾病の症例報告等の収集・整理の結果をもとに検討が行われている。（別紙2参照）

この検討過程で、収集された症例報告等をリスク評価の対象物質の選定に役立ててはどうか。

3 労働安全衛生法に基づく他の仕組みによる有害性情報の収集・整理

労働安全衛生法（以下、「法」という。）に基づく他の仕組みとの連携については、現在、以下の（１）～（３）のとおりであるが、今後さらに効果的な連携の方法について検討してはどうか。

また、（４）の有機則対象物質については、すでに、必要に応じリスク評価対象物質としているところであるが、今後、その有害性情報を勘案し、必要なものは、順次、リスク評価の対象としてはどうか。

（１）MSDSの交付

法第57条の2に基づき政令で定めた633物質について、MSDSの交付を義務づけている。また、これらの物質等については、モデルMSDSを公表している。

現在、リスク評価の対象物質の選定に当たって、モデルMSDSにおける生殖毒性等のGHS分類を活用している。

（２）国による有害性試験の実施

法第57条の5に基づき、国はがん原性試験等を実施しており、試験の結果、労働者にがんを生ずるおそれのある物質については、法第28条第3項に基づき労働者の健康障害防止のための指針を公表している。

現在、国によるがん原性試験等により得られた有害性情報をリスク評価対象物質の選定に役立てているところである。

（３）新規化学物質の変異原性に関する情報

法第57条の3に基づき、新規化学物質の製造・輸入を行おうとする者は、変異原性試験結果を国に届け出ることとされており、このうち強い変異原性が認められた物質については、厚生労働省の通達により健康障害防止措置を指導している。

届け出られた化学物質は、必ずしも製造・取扱量が多くないことから、この仕組みにより収集した変異原性に関する情報は、現在のところ、リスク評価対象物質の選定には十分に活用されていない。

(4) 有機則対象物質

有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象物質のうち、エチレングリコールモノエチルエーテル等3物質については、今年1～12月の製造・取扱を対象とした有害物ばく露作業報告が、該当事業場から来年1～3月に提出されるので、これを基礎データとして、今後リスク評価を実施し、必要な場合は、現行有機則に基づく措置以外の健康障害防止措置を検討することとしているところ。

一方、これら以外の有機則対象物質については、発がん性をはじめとする有害性が認められるものについても、有機則に基づく措置が講じられていることから、今まではリスク評価の対象としていない。

4 化審法によるリスク評価における有害性情報等の収集・整理

平成21年の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）の改正により、国が既存物質のリスク評価を実施することとなり、本年3月までに、優先評価化学物質として95物質が告示されている。（別紙3参照）

今後、優先化学物質のリスク評価が順次実施されるとともに、優先評価化学物質の追加も順次行われる。また、改正化審法では、他の制度の施行に資するために必要な情報提供の制度も設けられている。

化審法の優先評価化学物質のうち、ヒトの健康への影響の観点から選定された物質に関して収集された有害性情報等については、当方のリスク評価においても活用価値が高いと考えられることから、当方のリスク評価対象物質の選定に当たっても考慮することとしてはどうか。

5 その他

他の制度等との連携には該当しないが、発がん性以外に着目して選定された物質のリスク評価手法について、有害性評価小検討会において検討した結果、一次評価値の設定に当たって、生殖毒性、神経毒性等に関する試験結果の信頼性の検討が必要となっている。

このため、リスク評価対象物質の選定の段階から、生殖毒性以外の有害性についても、GHS分類の根拠となった有害性情報の内容についても配慮することとしてはどうか。

Press Release

報道関係者各位

平成 24 年 4 月 10 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課

課 長 成田 裕紀

育児・介護休業推進室長 奥村 伸人

課 長 補 佐 森 奈美

(代表電話) 03-5253-1111 (内線 7854, 7861)

(直通電話) 03-3595-3274

母性保護のための「女性労働基準規則」を改正

～生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止、平成 24 年 10 月施行～

厚生労働省は本日、母性保護のために、生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則（女性則）」の一部を改正する省令を公布しました。改正女性則は平成 24 年 10 月 1 日から施行となります。

改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある 25 の化学物質（従来の規制対象は 9 物質）を規制対象とし、これら扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止します。

この改正女性則の公布を受け、厚生労働省では今後、今年 10 月の施行に向けた関係業界団体や関係事業者への周知などに努める方針です。

● 女性労働者の就業を禁止する業務

- 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第 3 管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
- タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

1. 女性労働基準規則の対象物質(25 物質)

[特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの]

1 塩素化ビフェニル(PCB)	8 水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）
2 アクリルアミド	9 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
3 エチレンイミン	10 砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）
4 エチレンオキシド	11 ベータプロピオラクトン
5 カドミウム化合物	12 ペンタクロルフェノール(PCP) およびそのナトリウム塩
6 クロム酸塩	13 マンガン
7 五酸化バナジウム	

(注) カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

[鉛中毒予防規則の適用を受けているもの]

14 鉛およびその化合物

[有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの]

15 エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	21 テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）
16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	22 トリクロルエチレン
17 エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	23 トルエン
18 キシレン	24 二硫化炭素
19 N, N-ジメチルホルムアミド	25 メタノール
20 スチレン	

2. これまでの経緯

平成 22 年 12 月～23 年 12 月

母性保護に係る専門家会合（座長：中林正雄 総合母子保健センター愛育病院院長）

平成 24 年 1 月 13 日

第 111 回雇用均等分科会（諮問）

平成 24 年 1 月 23 日～2 月 22 日

パブリックコメントによる意見募集

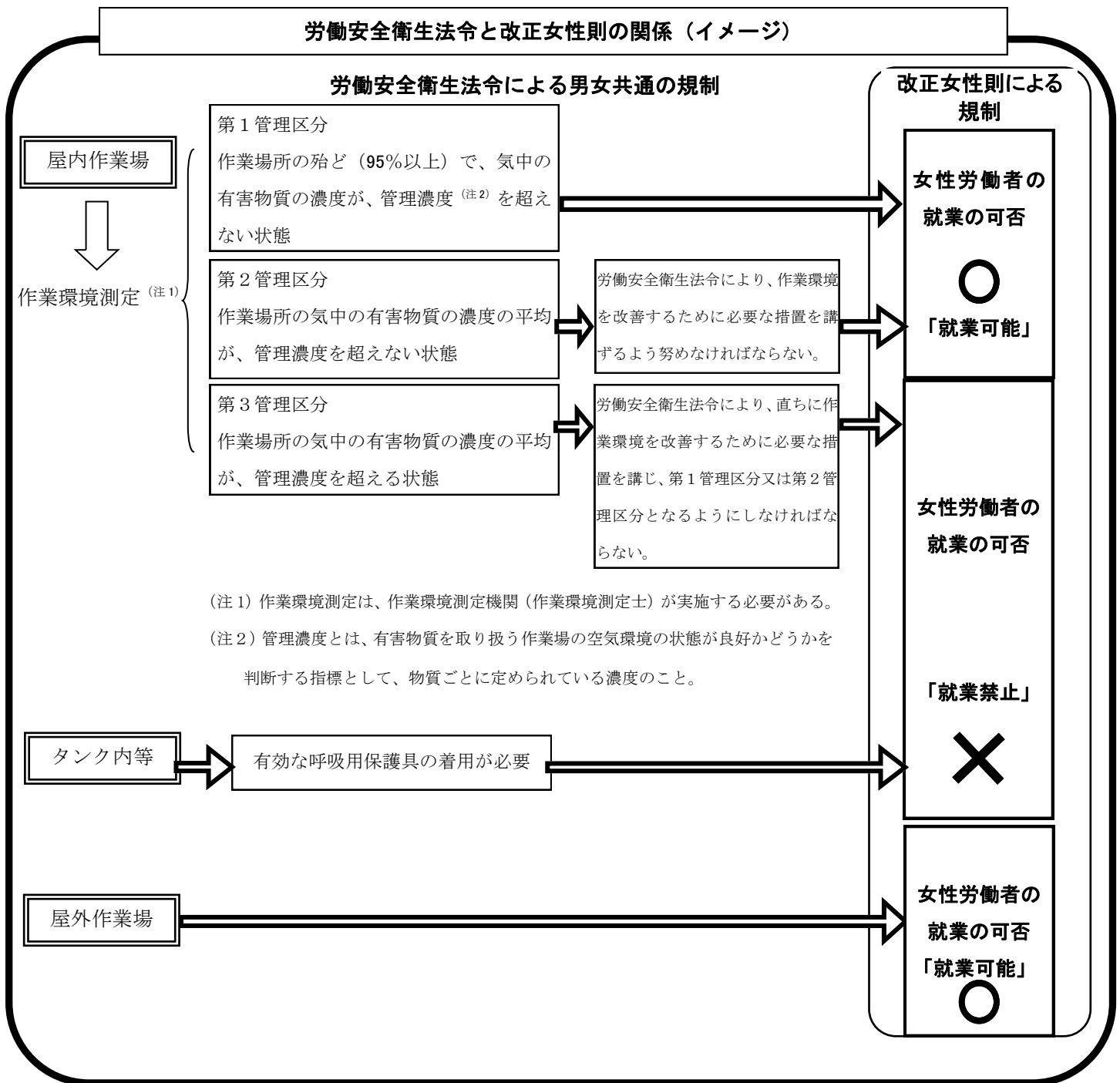
平成 24 年 2 月 15 日

労働基準法 113 条に基づく公聴会（公益、労働者、使用者を代表する公述人からの意見の聴取）

平成 24 年 3 月 28 日

第 114 回雇用均等分科会（答申）

(参考) 労働安全衛生法令と改正女性則の関係



※ 図は大まかなイメージであり、例外もありますので、詳細については照会先までお問い合わせください。

労働基準法施行規則第35条専門検討会
化学物質による疾病に関する分科会開催要綱

1 趣旨・目的

業務上疾病の範囲については、労働基準法施行規則第35条及びこれに基づく告示に定められ、新しい疾病の発生等に対処し、業務上疾病の範囲に係る法令の見直し、追加を迅速に行うため、労働基準法施行規則第35条専門検討会を定期的に開催している。

平成21年に開催された労働基準法施行規則第35条専門検討会において、「理美容の業務による接触皮膚炎」及び「インジウムによる間質性肺炎」について分科会を開催して検討を行うとともに、同分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望むとされたところである。

また、国際労働機関（ILO）の「職業病の一覧表並びに職業上の事故及び疾病の記録及び届け出に関する勧告」に付属する「職業病の一覧表」が2010年3月に改訂され、新たな化学物質による疾病が示されたところである。

このため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、化学物質による疾病について精通した者を参集し、最新の医学的知見等に基づいて検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 新たな化学物質やその化合物による疾病等について
- (2) その他

3 分科会の構成等

- (1) 本分科会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本分科会には、参集者の互選により座長をおき、座長は本分科会の議事を整理する。
- (3) 本分科会には、必要に応じ、参集者以外の有識者等の出席を依頼することができるものとする。

4 その他

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 本分科会の事務は、労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、本分科会において定める。

「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」
参集者名簿（五十音順）

氏 名 所属・役職 （専門）

えん どう ぎん じ
圓 藤 吟 史 大阪市立大学大学院医学研究科産業医学分野教授

たか た あや こ
高 田 礼 子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

まつ おか まさ と
松 岡 雅 人 東京女子医科大学医学部衛生学公衆衛生学（一）教室教授

みや がわ むね ゆき
宮 川 宗 之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長
健康研究領域長（併任）

やなぎ さわ ひろ ゆき
柳 澤 裕 之 東京慈恵会医科大学医学部医学科環境保健医学講座教授

化学物質による疾病に関する分科会の検討事項

● 新たな化学物質による疾病の検討

1 症例報告のある物質 50物質

MSDSの交付義務のある640物質のうち、既に大臣告示に規定されている151物質を除き、症例報告が3以上ある物質

2 過去に検討された物質について、現在までに症例報告がなされた物質の有無

タリウム又はその化合物等の3物質類

3 ILOリストに追加された9物質のうち、上記1の物質を除いた7物質に係る症例報告の有無

イソシアン酸塩等の7物質類
(がん以外：3物質、がん：4物質)

●別表第1の2第4号1に基づく大臣告示に追加するか否かを検討

【検討の視点】

- ・物質が日本国内で取扱いがあるか
- ・通常労働の場において発症しうるか
- ・物質による症状又は障害の特定

●別表1の2第7号に追加するか否かを検討

【検討の視点】

- ・物質が日本国内で取扱いがあるか
- ・通常労働の場において発症しうるか
- ・物質による疾病（がん）の特定

● 具体的検討が要請された事項

1 インジウムによる間質性肺炎等

●上記1の症例報告のある化学物質の中で検討

2 理美容等における接触性皮膚炎

●大臣告示又は別表1の2に追加可能か検討

【検討の視点】

- ・皮膚炎等をおこす物質を特定できるか
- ・特定できない場合にどのように規定できるか

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大(国民の安心・安全)
2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性
 - 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)
 - ー 欧州では、新規制(REACH)が2007年に施行。
 - 化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。
 - 一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未了。
3. 国際条約との不整合
 - 国際条約(ストックホルム条約)で、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされた。
 - 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

(1) 既存化学物質対策

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。
- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。これらについては、製造・輸入事業者には有害性情報の提出を求め、人の健康等に与える影響を段階的に評価。
- その結果により、有害化学物質及びその含有製品を製造・使用規制等の対象とする。

(2) 国際的整合性の確保

- 国際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
 - ー 半導体向けの用途等

(参考)関連の動き

1973年 化審法制定

2002年 環境サミット合意

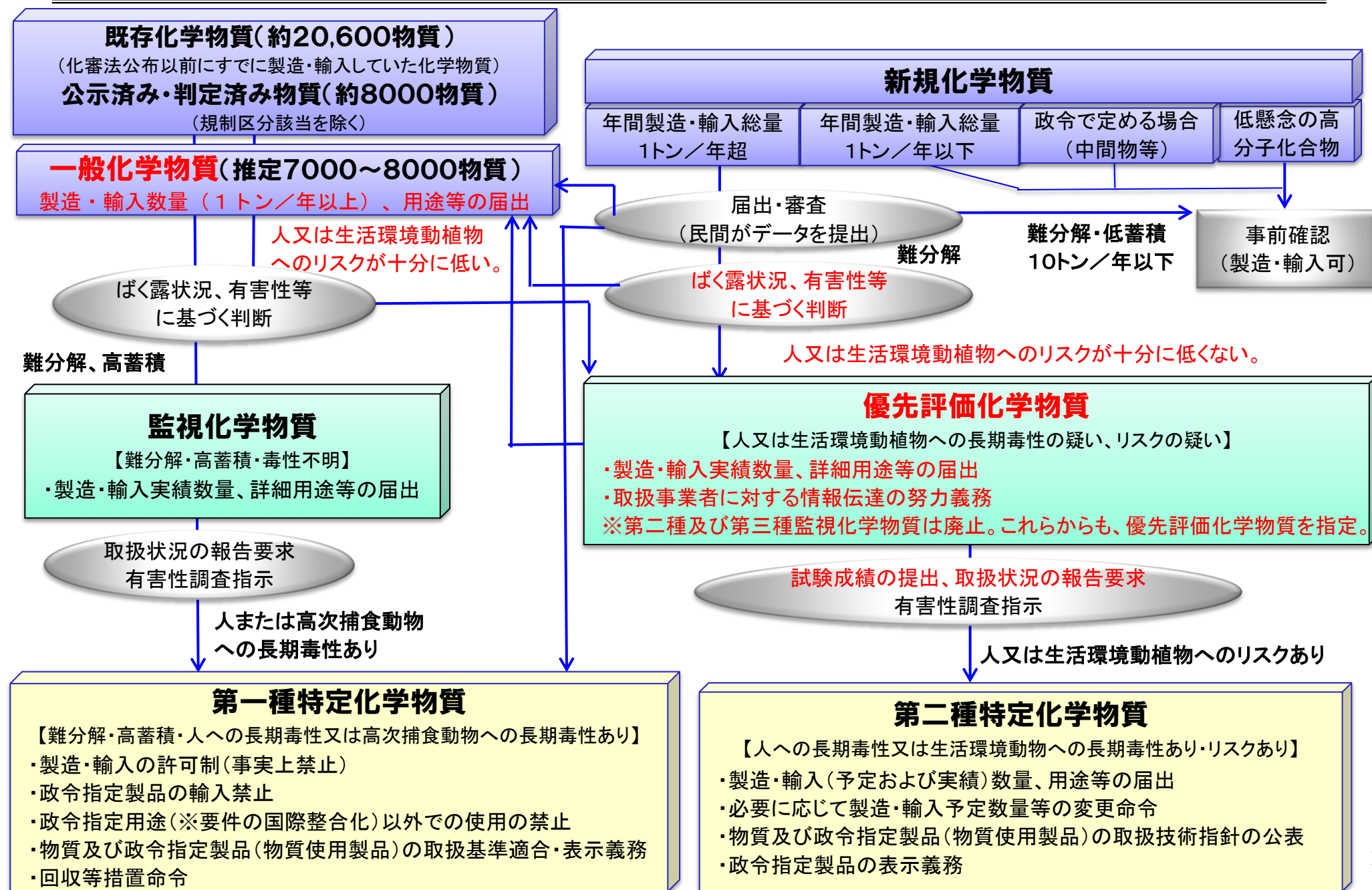
2004年 スtockホルム条約発効

2007年 REACH施行(欧州)

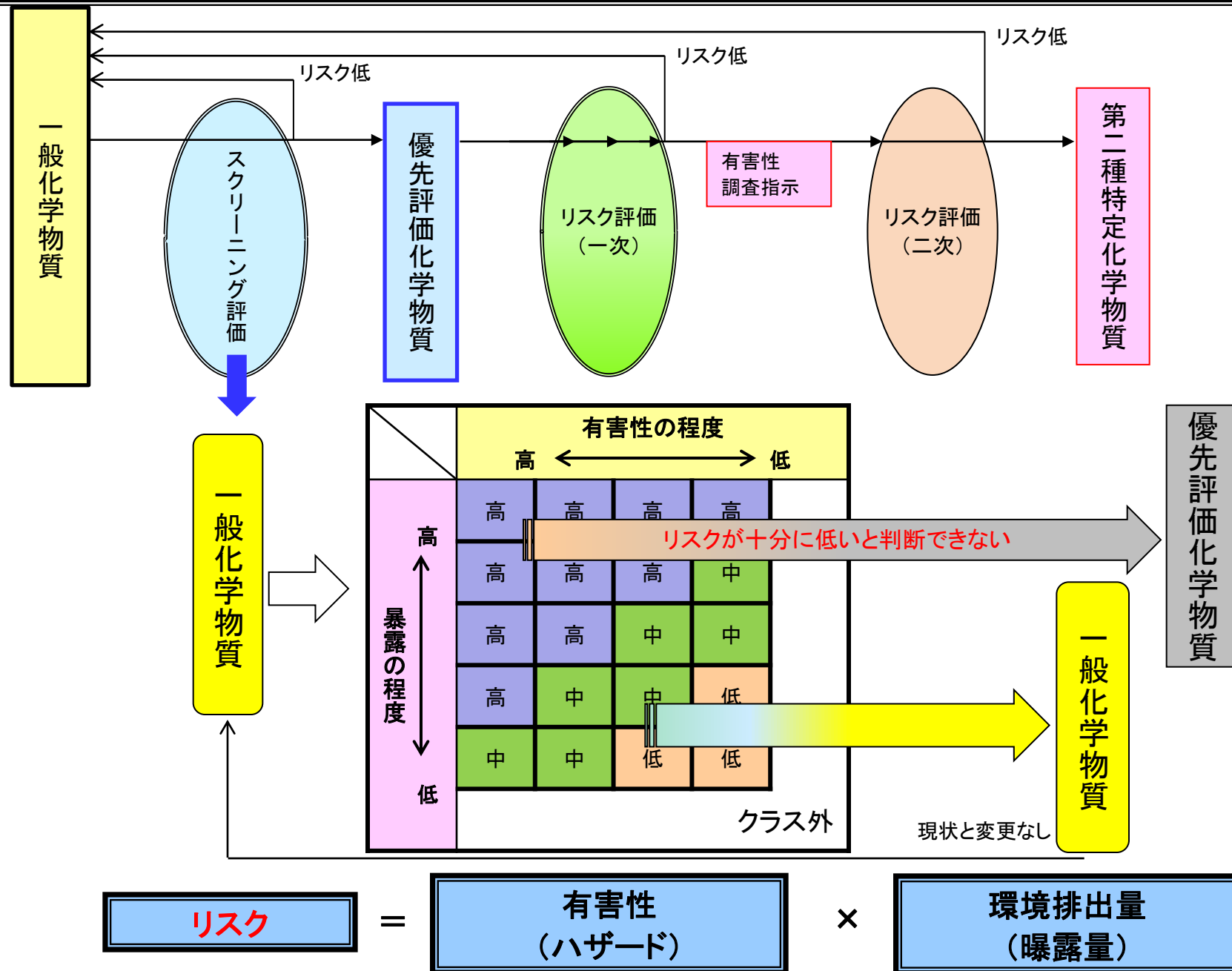
→ 2020年 各国は安全性確認を終了

→ 2018年 REACHの最終登録期限

③化審法の体系(平成23年4月1日～)



⑤ スクリーニング評価・リスク評価のイメージ



(参考) 人の健康に係る優先度マトリックス

			有害性クラス（有害性の単位はmg/kg/day）					分類基準	有害性の項目	人の健康に係る有害性クラス
			1	2	3	4	クラス外			
			設定なし	有害性評価値≦0.005	0.005<有害性評価値≦0.05	0.05<有害性評価値≦0.5	有害性評価値>0.5	案	一般毒性	
				【第二種監視化学物質相当】 28日反復NOEL<25		【変異原性試験結果等と併せて第二種監視化学物質相当】 25≦28日反復NOEL<250	【第二種監視化学物質相当ではない】 28日反復NOEL≧250	第二種監視化学物質の判定基準		
				【区分1】 90日反復 LOAEL≦10	【区分2】 10<90日反復LOAEL≦100	【区分外】 100<90日反復LOAEL		GHSの分類基準(特定標的臓器毒性(反復暴露))		
			設定なし	有害性評価値≦0.005	0.005<有害性評価値≦0.05	0.05<有害性評価値≦0.5	有害性評価値>0.5	案	生殖発生毒性	
				【High】 LOAEL≦50	【Moderate】 50<LOAEL≦250	【Low】 250<LOAEL		米国EPAの基準		
			GHS区分1A	以下のいずれか ・GHS区分1B,2 ・化審法判定における強い陽性 ・化審法の変異原性クラス1 ・強弱不明の陽性結果	化審法の変異原性試験のいずれも陽性※1	化審法の変異原性試験のいずれかで陽性※1	以下のいずれか ・GHS区分外 ・化審法の変異原性試験のいずれも陰性 ・in vivo試験で陰性※2	案		
				【第二種監視化学物質相当】 変異原性試験のいずれかで強い陽性	【反復投与毒性試験の中等度の毒性と併せて第二種監視化学物質相当】 変異原性試験のいずれかで陽性※1	【第二種監視化学物質相当ではない】 変異原性試験のいずれも陰性	第二種監視化学物質の判定基準	変異原性	分類基準案の有害性クラスを統合	4つの項目について独立にクラス付けし、クラスの一つきびしい(数字の小さい)クラスにする
			【区分1A】 ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている物質	【区分1B, 2】 ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる／可能性のある物質		【区分外】 情報があり区分1又は2に分類されなかった物質	GHSの分類基準 (生殖細胞変異原性)			
			IARC 1 産業衛生学会 1 ACGIH 1 等	IARC 2A, 2B 産業衛生学会 2A, 2B ACGIH A2, A3 等	設定なし	設定なし	IARC 3, 4 ACGIH A4, A5 等	案		
			【区分1A】 ヒトに対する発がん性が知られている物質	【区分1B, 2】 ヒトに対しておそらく発がん性がある／疑われる物質			【区分外】 情報があり区分1又は2に分類されなかった物質	GHSの分類基準 (発がん性)	発がん性	
暴露クラス ※3	1	10,000t 超	高	高	高	高	※1 軽微な陽性、強い陽性を除く ※2 in vitroの変異原性試験で陽性の結果がある場合、「クラス外」とするかは個別に専門家判断 ※3 数量は、全国総排出量に分解性を加味した量			
	2	10,000t 以下 1,000t 超	高	高	高	中				
	3	1,000t 以下 100t 超	高	高	中	中				
	4	100t 以下 10t 超	高	中	中	低				
	5	10t 以下 1t 超	中	中	低	低				
	クラス外	1t 以下								

分類基準の有害性クラスを統合

4つの項目について独立にクラス付けし、クラスの一歩きびしい(数字の小さい)クラスにする

環境省ホームページから

<優先評価化学物質>

NO.	官報公示番号	官報公示名称	指定年月日
1	1-172	二硫化炭素	2011/04/01
2	1-374	ヒドラジン	2011/04/01
3	2-6	n-ヘキサン	2011/04/01
4	2-17	1, 3-ブタジエン	2011/04/01
5	2-20	イソプレン	2011/04/01
6	2-35	クロロメタン(別名塩化メチル)	2011/04/01
7	2-36	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	2011/04/01
8	2-37	クロロホルム	2011/04/01
9	2-39	ブロモメタン(別名臭化メチル)	2011/04/01
10	2-53	クロロエタン	2011/04/01
11	2-54	1, 2-ジクロロエタン	2011/04/01
12	2-81	1, 2-ジクロロプロパン	2011/04/01
13	2-102	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	2011/04/01
14	2-125	1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	2011/04/01
15	2-129	メチルアミン	2011/04/01
16	2-134	ジメチルアミン	2011/04/01
17	2-186	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	2011/04/01
18	2-191	ニトロメタン	2011/04/01
19	2-218	エチレンオキシド	2011/04/01
20	2-219	1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	2011/04/01
21	2-229	1, 2-エポキシブタン	2011/04/01
22	2-275	エピクロロヒドリン	2011/04/01
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル	2011/04/01
24	2-410	2-(1-メチルエトキシ)エタノール	2011/04/01
25	2-482	ホルムアルデヒド	2011/04/01
26	2-485	アセトアルデヒド	2011/04/01
27	2-680	N, N-ジメチルホルムアミド	2011/04/01
28	2-728	酢酸ビニル	2011/04/01
29	2-798	メチル=ドデカノアート	2011/04/01
30	2-814/2-827 /2-2503	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オレアミド	2011/04/01
31	2-987	アクリル酸メチル	2011/04/01
32	2-988	アクリル酸エチル	2011/04/01
33	2-989	アクリル酸n-ブチル	2011/04/01
34	2-1014	アクリルアミド	2011/04/01
35	2-1025	メタクリル酸	2011/04/01
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸	2011/04/01
37	2-1276	ニトリロ三酢酸	2011/04/01
38	2-1508	アセトニトリル	2011/04/01
39	2-1513	アクリロニトリル	2011/04/01
40	2-1733	チオ尿素	2011/04/01
41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	2011/04/01
42	2-1848	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ垂鉛)(別名ポリカーバメート)	2011/04/01
43	2-2863	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2011/04/01
44	削除		
45	3-1	ベンゼン	2011/04/01
46	3-2/3-60	トルエン	2011/04/01
47	3-4	スチレン	2011/04/01
48	3-5/3-8	イソプロペニルベンゼン(別名 α -メチルスチレン)	2011/04/01
49	3-7/3-3427	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	2011/04/01

50	3-28/3-60	エチルベンゼン	2011/04/01
51	3-39/3-102	ベンジル＝クロリド(別名塩化ベンジル)	2011/04/01
52	3-41	o-ジクロロベンゼン	2011/04/01
53	3-41	p-ジクロロベンゼン	2011/04/01
54	3-105	アニリン	2011/04/01
55	3-185	m-フェニレンジアミン	2011/04/01
56	3-185	o-フェニレンジアミン	2011/04/01
57	3-186	o-トルイジン	2011/04/01
58	3-194	o-クロロアニリン	2011/04/01
59	3-436	ニトロベンゼン	2011/04/01
60	3-442	p-クロロニトロベンゼン	2011/04/01
61	3-446	ジニトロトルエン	2011/04/01
62	3-481	フェノール	2011/04/01
63	3-521/3-526	2, 4-ジ-tert-ベンチルフェノール	2011/04/01
64	3-540/9-1805	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール	2011/04/01
65	3-543	ピロカテコール(別名カテコール)	2011/04/01
66	3-1307	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2011/04/01
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル	2011/04/01
68	3-1334	テレフタル酸	2011/04/01
69	3-1362	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	2011/04/01
70	3-4280	オクタデシルアミン(N-B)トリフェニルボラン	2011/04/01
71	3-4392	[3-(2-エチルヘキシルオキシ)プロピルアミン]トリフェニルホウ素(Ⅲ)	2011/04/01
72	4-40	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(別名4, 4'-メチレンジアニリン)	2011/04/01
73	4-95/4-96/4-275	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン(別名4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン))	2011/04/01
74	4-118	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	2011/04/01
75	4-123	4, 4'-(プロパン-2, 2-ジイル)ジフェノール(別名4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)	2011/04/01
76	4-311	ナフタレン	2011/04/01
77	4-634	ジシクロペンタジエン	2011/04/01
78	4-800	3, 3'-ジクロロベンジジン	2011/04/01
79	4-1715	ビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2, 5(又は2, 6)-ジイル=ジシアニドの混合物	2011/04/01
80	5-839	1, 4-ジオキササン	2011/04/01
81	5-859	モルホリン	2011/04/01
82	5-1097	ε-カプロラクタム	2011/04/01
83	5-6268	ピリジン-トリフェニルボラン(1/1)	2011/04/01
84	5-6271	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅	2011/04/01
85	5-6783	ジカリウム=ピペラジン-1, 4-ビス(カルボジチオアート)	2011/04/01
86	7-172	α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	2011/04/01
87	7-1279/7-1283	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	2011/04/01
88	9-839	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-cis-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	2011/04/01
89	1-419	過酸化水素	2012/03/22
90	2-201	メタノール	2012/03/22
91	2-302/2-354	ジエタノールアミン	2012/03/22
92	2-689	過酢酸	2012/03/22
93	2-690	無水酢酸	2012/03/22
94	2-984	アクリル酸	2012/03/22
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム	2012/03/22
96	3-2233	シクロヘキサン	2012/03/22